

鞍ヶ池・松平・勘八・南山・広瀬

猿投山地区が国定公園に……

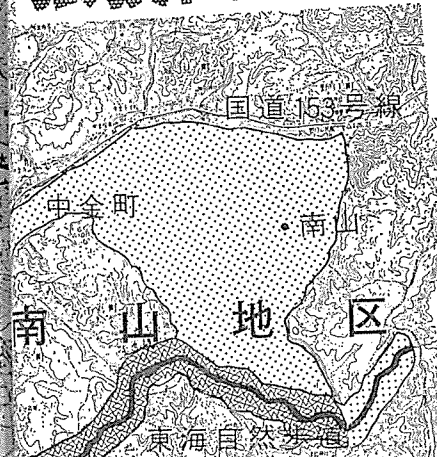
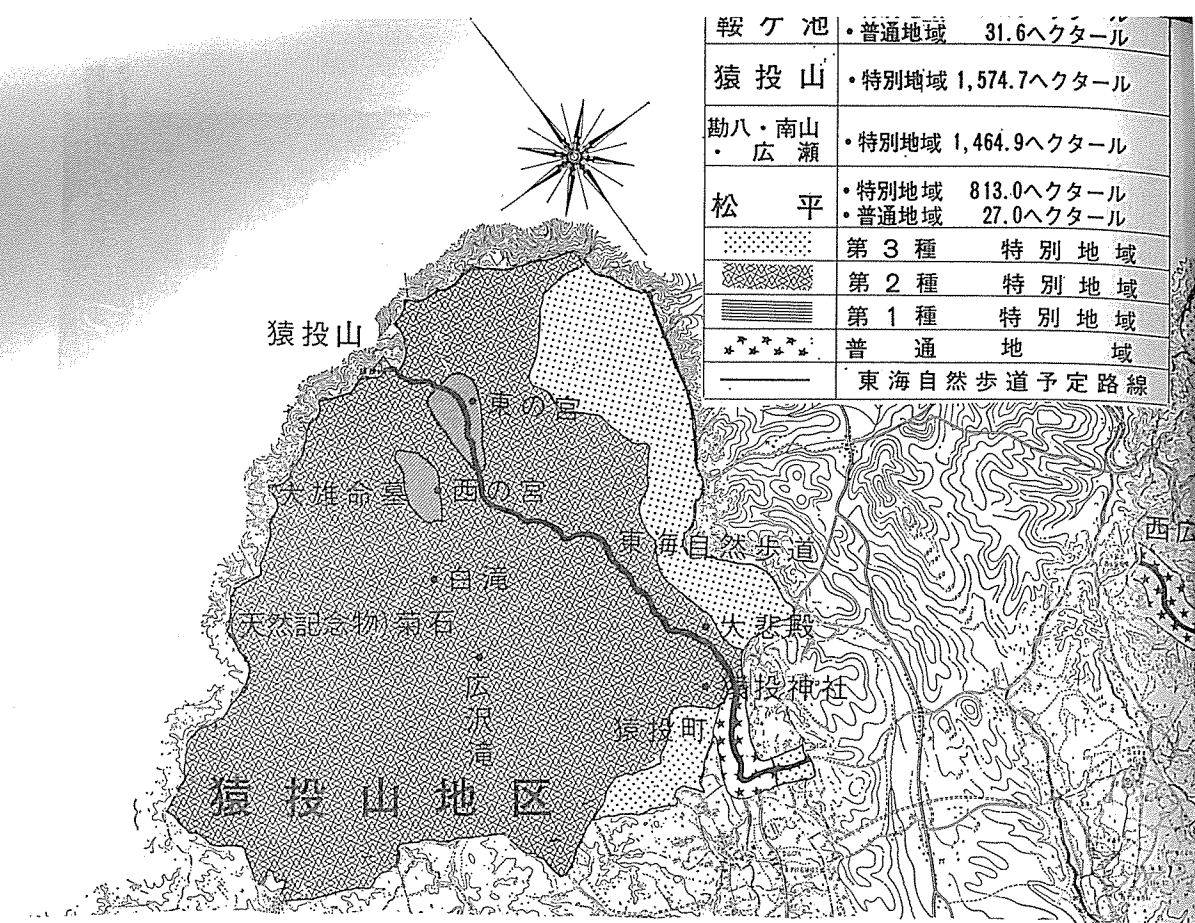
いろいろな規制があります

昨年12月28日付けで「愛知高原国定公園」が指定されました。この中には、豊田市の鞍ヶ池、松平、勘八、南山、広瀬、猿投山地区の合計4,177㌥が含まれています。この国定公園の指定は、公園計画、保護計画、東海自然歩道の計画が実施されるのにもなっているものです。

東海自然歩道は、東京から大阪までの11都府県を通り、美しい自然や文化財を結ぶ1,376キロの歩道で、昭和45年から47年の3カ年計画で整備をするものです。豊田市管内は全長23.9キロで、コースは、元山中、成合、上鷹見、勘八を通過して東広瀬へ、そして藤岡村を抜けて猿投山、瀬戸市へ抜けます。歩道の幅員は1.5㍎、休憩所、公衆便所、標識などもつくりま

んな取り決めが後になって大きな問題になっているようです。
●交通事故相談も相変わらず多くあ

鞍ヶ池	・普通地域	31.6ヘクタール
猿投山	・特別地域	1,574.7ヘクタール
勘八・南山・広瀬	・特別地域	1,464.9ヘクタール
松平	・特別地域	813.0ヘクタール
	・普通地域	27.0ヘクタール
第3種	特別地域	
第2種	特別地域	
第1種	特別地域	
普通	地域	
	東海自然歩道予定路線	



国や県の許可が必要で

【特別地域】 第一、第二、第三種に区分されます。第一種地域は、保護計画で自然の保護がもっとも重視されることで、風致、修景の維持が必要とされます。第二種地域は、自然の保護という点では、第一種と変わらないのですが、基本的には、国、県、市などの公共団体が示す自然公園法に基づいた公園事業が優先する地域です。また、樹木の伐採、地形造成による変更、構造物の新築などある程度制限されます。第三種地域は、産業開発行為、たとえば、人工造林、観光放牧、果樹園などの行為については許可されますが、いずれの行為にせよ自然を破壊しないよう自然のイメージをそのまま保護するよう呼びかけています。

これら特別地域の行為については、国、県の認可が必要とされ、その手続きなどの窓口は市役所観光課で行なっています。国や県では、このような特別地域の行為が必要な場合にはまず計画の段階で窓口と相談し、指示を受けるように呼びかけています。

【普通地域】 公園の区域に指定されていますが、開発行為については、基準以下であれば許可、届け出の必要のない地域です。

四千百七十七㌥が区域内に

【鞍ヶ池地区】 鞍ヶ池は昭和二十六年に加茂県立公園に指定され、その後、奥矢作県立公園に一時指定されていきました。そして昨年十二月「愛知高原国定公園」の一部、鞍ヶ池地区と改名されました。この地区は、自然の保護を目的として、国、県、市がさまざまな観光地開発整備計画を図り、公園づくりをすすめています。それは、健全なレクリエーション施設として、ユニークな存在で、その風致の保護と環境の良

さは県外からも注目され観光を浴びています。また、この地区に隣接して、八十九㌥が緑地に指定されています。この緑地は、総合公園として、遊園地、放牧場、都市計画公園など、各分野からの開発計画が見事に実って、ファミリーランドとして広く利用されています。

【猿投山地区】 国定公園に指定されたのは、標高六百二十九㍎の山頂から裾野に広がる地域でこの地も昭和二十六年から加茂県立公園に指定されました。猿投山一帯はいまから千三百年前の白鳳年間に創設されたといわれる猿投神社本殿を中心に、東の宮、西の宮など歴史、文化財、天然記念物などの観光資源に恵まれています。また、植物群の宝庫としても有名です。なお、国定公園指定と前後して、東海自然歩道、猿投グリーンロード、西三河スカイライン温泉開発、平安村構想などの観光計画がすすめられています。

【勘八・南山・広瀬地区】 三水湖として知られる勘八峽、それに南山、広瀬の三地区からなっています。この地区は、矢作川水系を中心とした自然環境の保護区域で、そのほとんどが特別区域の第三種国定公園に指定され、大規模な観光放牧場、東海自然歩道、猿投グリーンロードなどの完成が待たれる地区です。

【松平地区】 巴川水系を中心とするこの地区は、木曾山系の南端にたつた砲烙・六所山を高峰とする地形の変化に富んだ自然公園です。史跡としては徳川家祖先松平氏発祥の地としてのゆかりのものが多く、高月院、松平神社、大給城跡などが知られています。名所としては、巴川支流の仁王川にある王滝渓谷、六所山の原生林、根引峠、二畳ヶ滝、さらに古代日本を知る上に重要な資料となる酒吞ジュリナ遺跡があるところから、この地区に対する観光地開発整備基本計画が、全地区をあげてすすめられようとしています。

